

変貌する写真環境を読む(1)

—ネット社会は写真家を変えるか?—

著作権委員会

1. IT社会における写真画像の現状

この数年間、個人用コンピューターの浸透と、インターネットの普及によって、画像は銀塩から電子画像へと移行してきた。そして、現在、カメラ付き携帯電話の浸透によって、この傾向は社会現象となり、デジタル化は技法以上の存在となった。まず写真家への影響を軸に、現状を探ってみる。

1.1. デジタル技術が写真家に与えた影響

写真家にとって、デジタルであるのか、銀塩であるのかは長い間、画像のクォリティの問題として扱われてきた。つまり、銀塩は画質がよく、デジタルは画質が悪いという前提で、どのようにデジタルを利用してゆくのか、という議論が主流を占めていたといえる。しかし、ここ数年の社会的な変化によって、状況は大きく変わった。それは電子画像の即時性と、加工が容易であるという特質による。

まず、即時性である。これによって、どのような時でも失敗なく写る、という技術に対する付加価値が、大きく下がってしまった。その場で仕上がりを確認し、満足するものが撮れるまで、撮り続けることが可能となり、職業写真家でなくても、写っていないということがほぼなくなった。また、この即時性は、現場にいる撮影者のみならず、遠隔地で写真を判断する人間に電送することで、ほぼ、実用上問題のない撮影が可能である。

次に加工が容易である、という点である。これは前述した「写る」という付加価値が下がることとも関連するが、露出不足、露出過多、ハレーションなどの要因を、デジタル補正することで、利用可能なクォリティへと、後から変換することができる。職業写真家の仕事において、デザイナーを通さない仕事は、営業写真館をのぞいて大変少なく、デザインの過程でほとんどの場合は補正が可能である。写真の加工については、著作者の同一性保持権、報道写真の信憑性、著作権を買い取ろうとする契約など、大変大きな問題を生み出しているが、デジタル写真の便利な特質として、多くの場面で使われているのが現実である。

1.2. 写真利用意識の変化

このような環境の中で、写真の利用価値は大きくふたつに分かれてきているだろう。

ひとつは「情報としての写真」であり、もうひとつは「表現としての写真」である。

「情報としての写真」とは、利用者がその写真画像に含まれる情報に価値を見いだすものである。例えば、商品の写真や、特定の人物を説明するためのポートレートなどがこれにあたる。もちろん、そのような写真にも表現は内包されるが、利用者が最も重視するのは被写体の情報である。

「表現としての写真」は、写真として何かを表現し、感情、思想などを鑑賞者に伝えるものである。

写真において、このふたつは混在し、不可分なものとして、写真の特質を形成してきた。しかし、利用者がどちらに重点を置いて、その写真を利用するかによって、利用の形態が分かれてきているのである。

特に情報としての価値を評価される写真は、インターネットの普及とともに、その利用分野が大きく広がっており、需要も多い。デジタル化の要求が大変強いのも、このような写真である。つまり、印刷にせよ、電送にせよ、情報として流通させるにはデジタル化が前提であり、デジタル化された写真ほど、強い情報流通の必要性から、無断使用などの著作権侵害を初めとした問題点が多い。

これまで写真も情報は情報性の高い著作物として扱われてきた経緯がある。しかし、現在の情報社会において、その意味は、大きく異なってきた。ここで問題となるのは、「情報は実用」で著作物ではないということらえ方が根底にあり、この誤った認識が、写真著作権における侵害行為と結びついていることである。この問題は、報道分野などで顕著であり、写真画像を取り巻く社会変化の大きな潜在的な要因となっている。

1.3. 写真家の現状

前述した現状を受けて、写真家自身はどのような状況にあるのだろうか。

「写る」という技術は、職業写真家が成立した時点から、重要な要素であった。過去において、写真をきれいに写す技術は、一般には困難なものであり、技術、設備共に、大変付加価値が高かったといえる。しかし、現在、すべてのジャンルの写真家は、新しい付加価値の基盤を確立させなければならない時期に来ている。つまり、写真家は、その基盤を「写る」ということから、「表現する」ということに移行せざるを得ない状況なのである。

技術革新とそれに伴う社会変化を受けて、写真家は新しい付加価値の創造と写真需要開拓に向かわなければ

ばならない時期に来ている。しかし、このような現状において、新しい付加価値の創造もなかなか進まず、インターネットなどの新しい需要にも乗り切れていない、というのが写真家の現状であろう。

次に、このことをふまえて、写真家が進むべき展望と問題点について述べてみたい。

2. 写真家が抱える問題点と活用への展望

2.1. 新規技術・知識習得の必要性

まず写真家にとって、最も重要な問題点は、新規技術や知識の習得であろう。実際にデジタル撮影を行うか、否かは別にして、デジタルやインターネットの知識を持つことは大変重要である。

主な習得の障害を列挙してみよう。

- これまでの写真とは、全く異なる分野について、新規に知識を習得しなければならない。
- 習得しなければならない知識の範囲が、ネットワークから画像処理まで、大変広範囲に及ぶ。
- 系統だった写真家向けの教育プログラムが全くの未整備である。
- 習得すべき知識の内容が、急速に変化してしまう。
- デジタル化することで、不正利用が多くなるという理由から、習得意欲を維持できない。

この中で、特に最後の習得意欲の減退は、知識・技術の浸透を妨げる大きな要因である。確かに大きな努力をもって、知識・技術を習得しても、それが不正利用への警戒感から、ただ持っているだけの知識となってしまうとしたら、習得をあきらめる写真家も多いだろう。加えて、新規習得には設備などのコストもかかるために、1.3で述べた現状から、思い切った習得へのステップを踏み切れない例も多い。

2.2. アナログ資産の活用

次に、大きな問題であり、可能性である、過去のアナログ資産の活用について述べたい。現在、著作者の死亡などによって、死蔵されてしまう貴重な写真が多い。また、戦後の急速な写真市場で発表された写真は、その著作者も高齢となり、現在、非常に多くの写真が未活用の状態である。このような写真を体系化し、デジタル化を含んだ活用の手段を構築することは、急務であるといえる。例え、デジタルでの撮影を行わなくとも、過去の作品が活用されることで、経済基盤を築くことができる写真家は多い。その作品がアナログのまま、未活用の状態で死蔵されてしまうことは、写真文化の問題点であると同時に、写真家の経済問題でもあるのである。

2.3. 新規市場の開拓の可能性

インターネットの浸透は、重大な問題点であると同時に、大きな可能性ともいえるだろう。まずその利点について考えると、今までのような、特定の関係のなかだけで成立する業務ではなく、直接、クライアントと

出会うことによって、新たな受注関係を構築できる、という点である。インターネットを活用することで、写真家は地域、顧客の種類を問わず、直接、撮影を受注できる可能性を持った。これは大変大きなメリットである。

また、旧来の業務をインターネットで受注するだけでなく、インターネット経由で画像自体を流通させることも、ひとつの業務形態となるだろう。これは、地域的にも、世界中にクライアントを持つことが可能であり、即時性や、画像入手の簡便性から、今後は大きく広がる可能性がある。

2.4. インターネットによる表現の多様化

更にインターネットの利点について、表現という視点で考えてみたい。

これまでは、何らかの形で印刷形態となるか、個展などの展覧会を開催することでしか、写真は公表することができなかった。表現としての写真中心で構成される印刷物は減少傾向にあり、また、展覧会会場も限定されている。このような中で、写真公表は大変難しい状況にあった。しかし、インターネットの普及とブロードバンド化によって、写真の公表は非常に簡単なものになった。通常にホームページを作成できる者なら、誰でも簡単に写真を公表できるようになったのである。

インターネットによる公表は、地域的、時間的制約が少なく、通常の個展の入場者数を上回ることが容易である。また、会場や紙面構成など、現実の発表に比べて制約もない。写真表現にとって、このような公表手段が得られたことは、非常に大きな意味を持つであろう。また、ブログの普及がこの傾向を助長している。総じて、写真はネット上での公表を日常化してきているといえる。

ではここにおける問題点とは何であろうか。

実際、職業写真家を見ると、このような公表手段は、意外ととられていないことが多い。それは多くの写真家が現実的な公表手段を維持しているからであるとも考えられるが、そういった理由ばかりではないだろう。写真家はこの利点を活用する利益と、不正使用される損失を比較し、明らかに損失が大きいと判断している場合が多いのである。つまり、インターネットによる非常に大きなアドバンテージを、最も享受すべき職業写真家が利用できないでいる、というのが現状なのである。

今回は、このような現状を踏まえて、その問題点と解決策を、画像保護技術を中心に考察してみたい。

(次回 (2) へ続く)

(記／瀬尾 太一：著作権委員会委員、有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事、文化庁文化審議会著作権分科会委員)